

特定建築設備等再使用届

下記の特定建築設備等を再使用したいので、東京都建築基準法施行細則第13条第9項の規定により届け出ます。

平成 28 年 6 月 1 日

東京都知事 殿

改修等で建築物の使用を休止していた建築物を再使用する場合は、使用する3日前までに建築設備定期検査報告書を添付して再使用届を提出してください

届出者 住所 東京都港区虎ノ門7-1-5
氏名 建築設備(株) 代表取締役 設備太郎
電話 03-6666-1111
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)



記

1	所有者の住所及び氏名	〒105-0001 東京都港区虎ノ門7-1-5 建築設備(株) 代表取締役 設備太郎
2	管理者の住所及び氏名	〒105-0001 東京都港区虎ノ門7-1-5 建築設備(株) 代表取締役 設備太郎
3	建築物の概要	(1) 所在地 住居表示 東京都港区虎ノ門7-2-3 (地名地番) 東京都港区虎ノ門7-1750
		(2) 名称 建築設備ビル 2号館
		(3) 用途 事務所・飲食店・物品販売
		(4) 規模 階数 (地上 15 階・地下 2 階)、延べ面積 (18,512.24 m ²)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・給排水設備 SRC
5	確認済証交付者 確認済証交付年月日 及び番号	建築主事 昭和 63 年 8 月 16 日 756 号
6	使用休止届届出日 (使用休止期間)	平成 25 年 8 月 1 日 (使用休止期間 : 平成 26 年 8 月 1 日から 平成 28 年 6 月 30 日まで)
7	前回報告年月日 及び番号	防火設備 : 年 月 日 番号
		建築設備 : 平成 25 年 12 月 20 日 番号 300000(センター受付番号)
		昇降機等 : 年 月 日 番号
8	再使用開始年月日	平成 28 年 7 月 1 日
※ 受付欄		

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。